（法第八条第三項の国土交通省令で定める事由）

第十八条　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第八条第三項の国土交通省令で定める事由は、次のとおりとする。

一～四　（略）

五　育児休業申出をした船員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該育児休業申出に係る子が一歳（法第五条第三項の申出に係る子にあっては一歳六か月、同条第四項の申出に係る子にあっては二歳）に達するまでの間、当該子を養育することができない状態になったこと。

六　（略）

（同一の子について配偶者が育児休業をする場合の特例の読替え）

第十九条の二　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第九条の二第一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）
第五条第六項	（略）	（略）
	第三項	第三項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第七項	第二項、第三項ただし書、第五項及び前項後段	第二項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三項ただし書（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五項及び前項後段（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第六条第二項	前条第一項、第三項	前条第一項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
（略）	（略）	（略）

（法第八条第三項の国土交通省令で定める事由）

第十八条　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第八条第三項の国土交通省令で定める事由は、次のとおりとする。

一～四　（略）

五　育児休業申出をした船員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該育児休業申出に係る子が一歳（法第五条第三項の申出に係る子にあっては、一歳六か月）に達するまでの間、当該子を養育することができない状態になったこと。

六　（略）

（同一の子について配偶者が育児休業をする場合の特例の読替え）

第十九条の二　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第九条の二第一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）
第五条第四項	（略）	（略）
	前項	前項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	同項	同項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第五項	第二項、第三項ただし書及び前項後段	第二項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三項ただし書（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項後段（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第六条第二項	前条第一項及び第三項	前条第一項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第三項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
（略）	（略）	（略）